

函 福 監

令和2年(2020年)2月6日

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各介護予防支援事業所 管理者 様

函館市保健福祉部指導監査課長

『ケアプランの「軽微な変更」に係る取扱いについて』の改訂について

平素から、介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ケアプランの軽微な変更に係る取扱いについては、平成26年5月30日付け介護保険課長通知としてお知らせしているところですが、この度、別添のとおり内容を修正しQ&Aを追加しましたので、改めて通知いたします。

各事業者におかれましては、取扱いの内容をご確認いただき、ケアプランの軽微な変更について適正に取り扱うよう、関係職員等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、取扱いについて不明な点等がある場合は、当課あてお問い合わせください。

**【参考資料】**

- ①『ケアプランの「軽微な変更」について』（令和2年2月改訂・朱書き版）
- ②『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について』（平成22年7月30日老介発0730第1号厚労省通知）

**【『ケアプランの「軽微な変更」に係る取扱いについて』の主な修正点】**

- ①「【2】関係通知等について」の中で、省令等の条ずれが生じている部分を現省令に合わせて修正
- ②Q&Aについて、⑦の項目にQ&A3および4を追加

函館市保健福祉部  
指導監査課高齢者担当 渡辺  
TEL 0138-21-2923

## ケアプランの「軽微な変更」に係る取扱いについて

平成26年5月30日  
 函館市保健福祉部指導監査課  
 (令和2年2月6日改訂)

## 【1】ケアプランの「軽微な変更」の取扱いについて

【2】関係通知等について」の内容を踏まえたうえで、「軽微な変更」として一連の業務を行わない場合の取扱いを以下のとおりとする。

- (1) 変更の理由や経緯、軽微と判断した根拠等を支援経過等に適切に記録すること。
- (2) 変更内容については利用者の同意を得る必要があるため、必要に応じて居宅サービス計画書に署名・捺印をもらうか、同意を得た旨の記録を支援経過等に残すこと。
- (3) サービス担当者会議を含む一連の業務が必要ないと判断した場合も、変更内容等について関係事業所等と情報を共有するよう努め、その記録を残すこと。

## 【2】関係通知等について

以下において、「基準の解釈通知」とは「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企22号）を指す。また「基準」とは「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）を指す。

## 基準の解釈通知

## 第Ⅱの第3章（7）の⑩

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。

## 『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について』（平成22年7月30日付け老介発0730第1号）

## 3 ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプランの作成）

以下の9つの項目について、上記基準の解釈通知による「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が基準第13条第3号から第11号（現12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

	<p><b>①サービス提供の曜日変更</b> 利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更</p> <p><b>②サービス提供の回数変更</b> 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合</p> <p><b>③利用者の住所変更</b></p> <p><b>④事業所の名称変更</b> 単なる事業所の名称変更</p> <p><b>⑤目標期間の延長</b> 単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）</p> <p><b>⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合</b> 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更</p> <p><b>⑦目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更</b></p> <p><b>⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</b> 第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</p> <p><b>⑨担当介護支援専門員の変更</b> 契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者とは面識を有していること。）のような場合</p>
4	<p><b>ケアプランの軽微な変更の内容について（サービス担当者会議）</b></p> <p>「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。</p> <p>しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p> <p><b>①サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性</b> 単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。</p> <p><b>②ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性</b> ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。</p> <p>ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>

## 函館市版Q&A（ケアプランの「軽微な変更」）

※このQ&Aはあくまで一例です。

<b>①サービス提供の曜日変更</b>	
Q 1	週 1 回月曜日にデイサービスを利用していた方が、家族の都合で今後 1 カ月間だけ火曜日の利用としたいが、軽微な変更に応じますか。
A 1	該当します。
Q 2	曜日変更後さらに 1 か月延長となった場合や、利用者の希望により火曜日の利用を継続することとなった場合、軽微な変更に応じますか。
A 2	該当します。 ただし、それにより他のサービス利用に影響がある場合など、サービス担当者会議を開催することが望ましい場合もあると思われます。
<b>②サービス提供の回数変更</b>	
Q 1	今まで週 1 回訪問介護を利用していた方が、週 2 回の利用を希望した場合、軽微な変更に応じますか。
A 1	課題、目標、サービス種別等が変わらず、単に回数のみの変更であれば該当します。
Q 2	「週 1 回程度」とは何回程度までですか。
A 2	一概に決めることはできません。それが軽微な変更に応じるかどうか個別に判断してください。 また、1 回程度の増減であっても、課題や目標、利用者の状況等が変わっていれば一連の業務が必要となります。
<b>③利用者の住所変更</b>	
Q 1	引っ越し等で住所が変更となり、家屋アセスメントを行った結果、ケアプラン変更の必要性がないと判断した場合、軽微な変更に応じますか。
A 1	該当します。
<b>④事業所の名称変更</b>	
	Q&Aなし
<b>⑤目標期間の延長</b>	
Q 1	長期目標期間が平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 短期目標期間が平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日 の場合 9 月のモニタリングの結果、目標を変更する必要がないと判断された場合に、短期目標期間を 6 か月延長することは軽微な変更に応じますか。
A 1	該当します。 ただし、モニタリングと同時に短期目標期間における居宅介護支援の評価を行い、目標の変更について検討してください。 また、延長する期間については、単に同じ期間延長するのではなく、3 か月、6 か月等検討したうえで判断する必要があります。

<b>⑥福祉用具等で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合</b>	
Q 1	手すりをレンタルしている方が形状が似ている別な手すりに変更する場合、軽微な変更にあてはまりますか。
A 1	該当します。
<b>⑦目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更</b>	
Q 1	事業所の閉鎖や利用者の希望によりサービス事業所が変更となる場合、軽微な変更にあてはまりますか。
A 1	該当します。
Q 2	デイサービスを週3回利用している方が、事業所の都合で週2回しかサービスを受けられなくなったため別の事業所を週1回利用することとした場合、軽微な変更にあてはまりますか。
A 2	課題や目標等に変更がなければ該当します。
Q 3	居宅介護支援事業所が変わる場合、軽微な変更にあてはまりますか。
A 3	居宅介護支援事業所が変わる場合は、新規の契約となり、ケアプランも新たに作成する必要があるため、軽微な変更には該当せず、原則として一連の業務を行う必要があります。 ただし、担当する介護支援専門員が変わらず、ケアプランにも変更がない場合は、一定程度業務を簡略化することもあり得えます。（例えば、担当者会議について、「やむを得ない理由がある場合」としてサービス担当者への照会等により意見を求めるなど。）
Q 4	運営法人が変わるため、現事業所を廃止して新規指定を受けるが、職員も利用者も変わらない場合、軽微な変更にあてはまりますか。
A 4	運営法人が変わる場合は、通常は新たに指定を受けた事業所と契約を結びなおすため、軽微な変更には当たりません ただし、法人の吸収合併や事業譲渡により居宅介護支援事業所が廃止・新規指定を受ける場合であって、以下の要件をすべて満たす場合のみ、利用者の希望による「軽微な変更」に準じるものとして取り扱うことができます。 1 事業を承継する前後において、利用者や職員等に変更がなく、実質的に運営が継続していること 2 担当する介護支援専門員に変更がないこと 3 法人の変更について利用者や家族に十分に説明を行い、理解を得ていること
<b>⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</b>	
Q 1	「栄養バランスのとれた食事を3食摂る」という目標で、朝・昼食はヘルパーが調理し夕食は配食サービスを利用している方が、同じ目標で夕食もヘルパーの調理とする場合、軽微な変更にあてはまりますか。
A 1	課題や目標等に変更がなければ該当します。
<b>⑨担当介護支援専門員の変更</b>	
Q 1	「面識を有している」とは、前任者からの引継ぎと考えて差し支えないのですか。
A 1	引継ぎにおいて、前任者だけではなく他のサービス担当者とも面識を有することができているのであれば差し支えありません。